平成30年塩尻市議会9月定例会 総務生活委員会会議録

〇日 時 平成30年9月5日(水) 午前10時00分

〇場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 2号 平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6号 平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第10号 塩尻市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費、 9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

議案第19号 平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第21号 平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

○出席委員

 委員長
 牧野
 直樹
 君

 委員
 古畑
 秀夫
 君

 委員
 西條
 富雄
 君

 委員
 村田
 茂之
 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○議会事務局職員

議会事務局長 竹村 伸一 君 議会事務局次長 横山 文明 君

午前9時57分 開会

○委員長 おはようございます。それでは昨日に続き、総務生活委員会を開会をいたします。開会の前に、昨日、 台風の影響がかなり市内であったと思いますので、危機管理課長から状況説明をお願いします。

○危機管理課長 けさの9時現在の把握している状況を御報告いたします。まず、屋根の飛散でございますけども6件ございました。あと、看板の倒壊が1件ございました。倒木につきましては、市道が30件、県道が8件

の合計38件でございます。県道の通行どめにつきましては、中原交差点から太田橋、昨夜から通行どめが続いておりまして、復旧は午前中くらいであろうということでございます。あともう1つ、県道の通行どめが、楢川 岡谷線が通行どめになってございます。それ以外に上下水道関係でございますけども、停電に伴いまして楢川地 区贄川の農業集落排水ポンプ場、マンホールポンプが停止しておりますけども、非常用発電機で応急措置をしている模様です。倒木により、片丘地区の浄水場施設のフェンスが一部破損しております。また、楢川地区の栃窪 ポンプ場が停止しておりますけども、給水車と給水袋で対応している状態でございます。

あと、農産物の関係でございますけれども、リンゴ、ナシ、ブドウの落下が多数見られます。西条地区でリンゴ、ナシの被害、宗賀、郷原地区でブドウの被害が報告されております。特に郷原地区ではブドウ棚が倒壊する被害が出ております。

林道の関係につきましては、現在、調査中でありますし、倒木につきましては、まだふえる可能性はございます。

また、雨の状況ですが、降雨量が一番多いのは、国が楢川支所に設置した雨量計で105ミリというのが雨量は最高の数字でございました。あと風ですが、塩尻消防署に風速計も設置してありまして、きのうの17時現在で36.2メートル、これ、最大瞬間風速でございますけれども記録しておりまして、統計をとっている数値が残る中では、2004年からでは最高の数字が出ておりました。

という状況でございます。以上です。

○委員長 ありがとうございました。大変な、私も経験する中で数十年ぶりみたいな感じの。きのう6時ごろ家にいましたけど突然停電になったりしまして、そしたら私の家の漏電が問題だったと。そんな状況でございました。

○企画政策部長 一点、昨日の答弁の内容で訂正をお願いしたいと思います。小澤副委員長からの特別交付税の関係の御質問のお答えでございますけれども、特別交付税、台風もそうですし大規模災害があった場合は、被災自治体のほうに配分が多くいくということで、それ以外の自治体にはしわ寄せと言いますか、影響はあるわけでございます。そういうことで特別交付税は明細もついてこないということもありまして、つかみという性格が強いというふうに言われております。そういう性格がございますので、ルール化されていても全て全額算定されない、そういう準ルール分という項目がございます。一方では、確実に算入しますというルール分という項目もございます。その他、特殊事情分ということで、大体3つの分類で算定されるわけでございます。そういう特別交付税の性格がございますので、私、地域振興バスも全額算入されるわけではございませんとお答えしてしまったわけですけれども、2年くらい前からルール分に限っては明細が来るようになりました。地域振興バスについてはルール分として算入されているということが確認できましたので、80%は特別交付税で算入されているということで訂正をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。大変失礼をいたしました。

○財政課長 申しわけありませんが、私のほうからも訂正をお願いいたします。昨日の中村委員の御質問で、地 方消費税の率を答弁の中で3%とお答えしてしまったんですけれども、消費税の中で一部交付税の財源になって いるのもありまして、それも含めますと一応8%のうちの3%相当が地方に来ているということで、3%という ふうにお答えしてしまったんですが、地方消費税の税率で言いますと1. 7%が地方消費税の税率ですので、お わびして訂正させていただきます。よろしくお願いします。

〇会計管理者 私からは、昨日、古畑委員から御質問をいただきました太陽光発電の関係、明確な回答ができませんでしたので調査をしてまいりました。まず、余剰売電契約をしている公共施設は27カ所ございます。内訳としては、保健福祉センターと3つの支所、合計4施設が総務費の雑入に入ってございます。それから、保育園が7園、児童館が1園、合計8つの施設が民生費の雑入に入ってございます。それから、市内全ての9小学校、6中学校、合計15校の小中学校ですが、これが教育費のほうに入っております。計27カ所です。

そのほかに、太陽光発電の施設はあるけれども売電をしていない自家消費の施設が、市役所の庁舎やえんぱー くなど8施設ございます。合計で35施設でございます。よろしくお願いします。

- ○委員長 ありがとうございました。ほかにはよろしいですか。
- ○古畑秀夫委員 先ほどの特別交付税の部分で、振興バスの関係は、例えば、9,300万円ぐらい市として出している8割は交付税として措置されているということ。
- **○企画政策部長** かかった経費のうち、一部接幹路線がございまして、国からの補助金がございます。それは経費から差し引きます。それから料金収入がございますので、それも収入として差し引いた残りの80%、5分の4が算入されると、そういう計算になっております。
- ○委員長 よろしいですか。それでは、議事を進行いたします。

議案第2号 平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○**委員長** 議案第2号平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といた します。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第2号国民健康保険事業特別会計決算認定について御説明をいたします。決算書269ページをお願いいたします。

塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算額ですが、歳入合計額82億2,046万6,086円、歳出合計額80億4,539万8,286円。歳入歳出差引額1億7,506万7,800円となりました。

続いて概要を説明いたしますので、決算説明資料の114ページをお願いいたします。説明する主なところは115ページの部分にもなりますので、あわせてごらんいただきますようお願いをいたします。被保険者数は、1万5,512人、前年度対比4.7%の減で、全人口に対する加入率は23.0%、世帯数は9,277世帯、前年度対比2.8%の減で、全世帯に対する加入率は34.1%となっております。高齢化が進むことで、後期高齢者医療制度への移行がふえ、国保の被保険者は減少しております。

歳入合計額の82億2,046万円余につきましては、前年度対比2.2%、1億8,323万円余の減となりました。減額の要因といたしまして、国民健康保険税は被保険者や加入世帯の減少によりまして4.1%の減、国庫負担金補助金は医療給付費の減少に伴いまして15.4%の減、療養給付費等交付金は、経過措置で残っております退職者医療被保険者の多くが、65歳到達によりまして一般被保険者に移行したことによりまして、35.8%の減となったところが主なところでございます。

一方、前期高齢者交付金は、過年度分の精算などにより、22.8%の増となりました。なお、一般会計繰入

金のうち財政健全化指針に基づく財政支援は、収支の状況が良好であったことから平成29年度は繰り入れない ということになりました。また、財政調整基金の取り崩しも29年度においてはありませんでした。

次に、歳出合計額の80億4,539万円余は、前年度対比0.7%、5,424万円余の減となりました。 減額の要因といたしまして、保険給付費は療養給付費が減少し3.8%の減、後期高齢者支援金は、被保険者数 の減少などで4.0%の減となったのが主なところでございます。また、財政調整基金は前年度繰越金から2億 4,818万円余を積み増しをしてございます。

歳入歳出差引額は1億7,506万円余となり、平成30年度会計に繰り越しをいたします。

なお、歳入歳出の合計額から前年度繰越金、財政調整基金繰入金及び積立金を除いた実質単年度収支は、1億 1,951万円余で、平成28年度に引き続き黒字となりました。

次に、116ページをお願いいたします。こちら、歳入歳出それぞれ項目の構成比をごらんいただくものでございます。歳入では、高い順に前期高齢者交付金が29.1%、共同事業交付金が20.0%、国民健康保険税が18.2%などとなっております。歳出では、保険給付費が59.3%を占めており、共同事業拠出金が20.7%、後期高齢者支援金が10.7%などとなっております。

次に117ページの3につきましては、過去5年度の加入世帯数と被保険者数の状況でございます。世帯数、 被保険者数とも25年度までは増加傾向でございましたが、26年度からは減少傾向に転じております。ここで、 被保険者数で退職というふうにあるのは、旧退職者医療制度による被保険者で、被用者保険の資格を喪失した退 職年金の受給者がこれに該当し、65歳になるまで保険給付費は被用者保険の制度が負担するため、そういった ことで区分される被保険者でございます。65歳になりますと一般被保険者に移行いたします。なお、退職者医 療制度は既に廃止となっておりまして、平成27年度以降、新たに該当する者がいないため被保険者数は減少し、 平成29年度は国保全体の2%程度といったことになりました。

その下の4につきましては、29年度の異動事由の状況でございます。このうち2段目にあります後期加入ですが、国保の被保険者が75歳を迎え後期高齢者医療制度へいくことになったことによる減で、被保険者数の減少に最も影響している部分でございます。

次の118ページは、国保税の調定と収納状況でございます。29年度の収納率は、現年度分が前年度対比0. 26%増の94.18%、滞納繰越分が0.64ポイント減の21.07%、合計では1.17ポイント増の7 9.09%で、収納率は年々高くなっているという状況でございます。

次の119ページにつきましては、医療給付費の状況でございます。療養給付費は40億6,495万円余で 前年度対比3.4%、1億4,205万円余の減となり、医療給付費の計は47億2,367万円余で前年度対 比3.9%、1億8,984万円余の減となりました。

次に、120ページの出産育児一時金は、60件で2, 520万円。葬祭費は、80件で400万円を給付いたしました。人間ドック等は、742件で1, 093万円を補助しており、年々件数がふえている状況でございます。概要の説明は以上となります。

次に、決算書にお戻りをいただきまして、歳出の事項別明細書を説明をさせていただきます。 290ページ、291ページをお願いいたします。

290、291ページでございます。1款1項1目の一般管理費ですが、備考欄2つ目の白丸、国保事務諸経費の主なものは、下から6つ目の黒ポツ、電算化共同処理事務委託料254万円余と、その2つ下の黒ポツ、レセプト点検業務委託料198万円余で、いずれも国保連合会への委託料となっております。1つ下の黒ポツ、国保実績システム改修委託料32万円余は、国保制度改革に伴うシステム改修で、補助率10分の10で国庫補助がありました。

2目連合会負担金274万円余は、長野県国保連合会への負担金でございます。

2項1目の賦課徴収費では、備考欄2つ目の白丸、賦課徴収事務諸経費の主なものは、下から4つ目の黒ポツ、 税情報等システム改修委託料のうち、国民健康保険制度改正システム改修業務委託料534万円余は、国保制度 改革に伴うシステム改修で、補助率10分の10で国庫補助がありました。その下、個人番号データ標準レイア ウト改修業務委託料41万円余は、マイナンバー制度の情報連携に関するシステム改修で、こちらは補助率3分 の2で国庫補助がございました。1つ下の黒ポツ、税情報等システム使用料1,084万円余は、基幹系システムの使用料となってございます。

次のページをお願いをいたします。 3項1目運営協議会費では、国保制度改革の理解や国保税率改訂の検討のため、国保運営協議会を平成28年度に比べ29年度は2回多く開催をしております。

2款保健給付費ですが、1項の療養諸費は、入院、外来、調剤などの療養給付費と柔道整復、はり、あんまなどの療養費に区分し、さらに一般被保険者分と退職被保険者分に区分しております。また、これらを給付するための審査支払手数料とで5つの目に分かれております。1目の一般被保険者療養給付費は、24万件余で39億6,157万円余、2目の退職被保険者等療養給付費は6,000件余で、1億337万円余。1目と2目を合わせました療養給付費は、前年度対比3.4%、1億4,205万円余の減ということでございます。前年度と比較した状況は、先ほど補足資料で説明をしたものでございます。

今回の決算書から、備考欄に戻入未済額を載せてございます。戻入となる理由は、被用者保険への加入や転出等により塩尻市国保の被保険者資格がない者が、資格喪失の届け出が遅かったり新しい保険証を医療機関で提示しなかったがために塩尻市国保の現物支給を受けてしまった場合で、その療養給付費の返納を求めたところ、出納閉鎖までに返納がされなかったといったものでございます。戻入未済額につきましては、平成30年度の歳入の雑入返納金として調停をし、1件ごとの管理をして継続して返納を求めております。3目と4目を合わせました療養費は、前年度対比1.1%、59万円余の増となっております。

5目の審査支払手数料は、国保連合会へ支出した手数料となってございます。

2項1目と2目の高額療養費は、1 カ月の窓口負担が、世帯の所得などに応じた限度額を超えた場合に支払ったものでございます。ここで現物支給分とは、前もって交付された限度額適用認定証を入院や外来の際に提示することで、初めから限度額を超える自己負担をしなかった場合でございます。高額療養費は、医療機関に対し、療養給付にあわせて支払われたといったものでございます。償還分につきましては、限度額を超える部分を含め、自己負担額を医療機関で一旦支払い、後に市民課の窓口で高額療養費の支給申請をしたものでございます。高額に該当する者へは、市民課から通知をしているといった状況でございます。

3目と4目の高額医療・高額介護合算療養費は、医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額が限度額を超

えた場合に支払うもので、一般被保険者分は15件で55万円余、次のページになりますが、退職被保険者分は 1件で6,000円余となりました。1年分ですから全て償還払いによるもので、限度額を超える分は介護保険 との按分で給付をしてございます。

4項出産育児諸費と5項の葬祭費については、決算説明資料で説明したとおりでございます。

3款1項1目の後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度の医療費の約40%を支援するもので、塩尻市国保へ割り当てられた8億6,369万円余を支出してございます。

次のページをお願いいたします。真ん中辺ですが、6款1項1目の介護納付金は、介護給付金の約30%を納付するもので、塩尻市国保へ割り当てられた3億2,905万円余を支出してございます。

8款1項1目の高額医療費拠出金は、国保連合会が事業主体となり、保険者である市町村の拠出金により県単位で財政調整を行う制度です。備考欄1つ目の黒ポツ、高額医療費拠出金は1件80万円を超える医療費を対象にしておりまして、2つ目の黒ポツ、保険財政共同安定化事業拠出金は1件80万円までの医療費を対象に拠出をしており、合わせて16億6,383万円余を拠出してございます。

次の項につきましては、健康づくり課からの説明となります。お願いいたします。

○健康づくり課長 それでは、9款保健事業費1項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費について、健康づくり課の取り組みを説明させていただきます。

右側の白丸、特定健康診査等事業諸経費でございますけれども、これにつきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして生活習慣病の早期発見、予防を目的として、平成20年4月から医療保険者の義務となりましたので、それに基づいて特定健康診査、特定健診、それから特定保健指導にかかる経費を支出したものでございます。おめくりいただきまして298、299ページ、右側一番大きなものですけど中ほどにあります黒ポツ、特定健康診査委託料でございますが、本市の場合は25歳から74歳を対象に特定健診、保健指導を実施しておりますけれども、集団検診を健康づくり事業団に、それから医療機関による個別検診は塩筑医師会に委託をしたものでございます。平成29年度の受診者につきましては、現状で把握している中では4,731人となっております。

それから、その次の2項保健事業費1目保険衛生普及費の右側の白丸、健康増進事業諸経費の中では、2つ目の黒ポツですが、エイズ予防教室講師謝礼、こちらが市の教育委員会と連携いたしまして、小中学生の性教育の一環としての性感染症の正しい知識普及に取り組んでいるものでございます。私からは以上です。

○市民課長 同じく、保健衛生普及費のうち備考欄下から3つ目の黒ポツ、医療費通知委託料と、その下のジェネリック医薬品利用差額通知委託料につきましては、適正受診や医療費の削減を狙っての取り組みで、市民課でやっているものでございます。

2 目疾病予防費、人間ドック等補助金につきましては、決算説明資料で説明したとおりでございます。

次のページをお願いいたします。10款1項1目の財政調整基金積立金は、基金の利子と前年度決算剰余金から2億4,850万円余を積み立てをいたしました。基金残高は、決算書の最終ページの一番下にございますけれども4億7,173万円余となってございます。

戻りまして、12款1項3目の償還金5,699万円余は前年度の療養給付費で、退職被保険者分として社会

保険診療報酬支払基金から交付されたものと一般被保険者分の100分の32相当を国庫が負担したもの、この 清算に伴う償還金となっております。歳出の説明は以上です。

続いて、歳入の説明をいたします。戻りまして278、279ページをお願いいたします。1款の国民健康保険税は概要で説明をいたしましたが、収入済額が14億9,652万円余で、収納率は前年度対比で現年度分が0.26ポイント増の94.18%、滞納繰越分が0.64ポイント減の21.07%、合計では1.17ポイント増の79.09%となってございます。

次のページをお願いいたします。中ほどの3款1項1目の療養給付費等負担金は、国が100分の32を負担するもので、備考欄1つ目の黒ポツは、一般被保険者の療養給付費に対して6億9,531万円余、2つ目の黒ポツは、後期高齢者支援金に対して2億7,189万円余、3つ目の黒ポツは、介護納付金に対して1億529万円余が交付されております。

2目の高額医療費共同事業負担金は、国の負担率が4分の1で4,793万円余が、それから3目の特定健康 診査等負担金は、負担率が3分の1で1,092万円余がそれぞれ交付されました。

2項1目財政調整交付金では備考欄1つ目の黒ポツ、普通調整交付金は、一般被保険者の療養給付費や後期高齢者支援金などに対して7%が補助されるもので、2億6,539万円余。次の黒ポツ、特別調整交付金は、被保険者の年齢構成や所得水準など保険者の責任によらない特殊事情により交付されるもので、6,621万円余が交付されました。

次のページをお願いいたします。2目1節国保制度関係業務準備事業費補助金は、国保実績システムと基幹系 国保システムの改修費用に対して補助率10分の10で、567万円余が交付されました。

4目1節社会保障・税番号システム整備費補助金は、マイナンバー制度の情報連携に関するシステム改修に対して補助率3分の2で、27万円余が交付されております。

4款1項1目の療養給付費等交付金は、退職被保険者等の療養給付費に対して、社会保険診療報酬支払基金から1億4,594万円余が交付されたものでございます。

5款1項1目の前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費等に応じて、社会保険診療報酬支払基金から23億8,985万円余が交付されたものでございます。

次のページをお願いいたします。 6 款 1 項の県負担金になりますが、1 目の高額医療費共同事業負担金は4分の1、2 目の特定健康診査等負担金は、3 分の 1 を県が負担したもので、先ほどの国庫負担金額と同額となってございます。

2項1目の財政調整交付金は、先ほどの国庫補助金と同様ですが、普通調整交付金は補助基準率6%で1億8, 358万円余、特別調整交付金は補助基準率3%で7,648万円余が県から交付されたものでございます。

7款1項1目共同事業交付金は、歳出の拠出金で説明しましたが、国保連が事業主体となりまして県単位で財政調整を行う制度でございます。1節の高額医療費共同事業で1億8,035万円余、2節の保険財政共同安定化事業で14億6,489万円余が交付されました。3節の超高額医療費共同事業費は、国保連が主体となりまして1件当たり420万円を超える超高額な高額療養費の給付に関しまして、全国的な財政調整を行っていたもので、その拠出金は国保連合会負担金で賄われていたため、今まで特に意識をしていなかった事業でございます。

このたび、国保制度改革による事業廃止に伴いまして特別交付金として、剰余金のうち275万円が配当された ことによる収入で、この平成29年度限りのものでございます。

次のページをお願いいたします。 9 款 1 項 1 目の一般会計繰入金は、それぞれ法の規定に基づきまして一般会計から繰り入れたものでございます。国保特別会計の説明は、以上でございます。

- ○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。
- ○村田茂之委員 概要の話なんですけど、最初に決算説明資料の114ページで歳出の大まかな話がありました。 微減ですけれども、対前年度比下がっているということです。この辺のところで、経時的にここ数年の動きなのか、たまたま昨年度っていうことなのか、その傾向について少しコメントお願いします。
- ○市民課長 今のお話は、歳出のほうですね。
- **○村田茂之委員** 歳出です。
- ○市民課長 歳出につきましては資料の119ページ、療養給付費の推移の影響があるのかなといったところで ございます。被保険者数も減る中で、一人当たりの療養給付費っていうのは、ここのところずっと伸び続けている状況でございますが、それとの兼ね合いで結果的に微減となっておりますけれども、平成27年度に高額な医薬品ができて使われた関係で非常に医療費がふえ、28年度にそれぞれ医薬品の改正等をされて減ったところで ございますけれども、一人当たりの医療費っていうのは増傾向でありますけれども、被保険者は減っているといった、その兼ね合いで微減という感じになっているということだと思っております。
- **〇村田茂之委員** ありがとうございました。同じく関連で。先ほど、健康づくり課長が健康づくりの話で、いわゆる予備軍をいかにフォローしていくかということを、力入れてやっていただいているっていうふうに認識しています。その辺の効果っていうのは、なかなか測定は難しいと思うんですけれども、予備的なところいかに防ぐかっていうところの効果が出ているのかどうなのかっていうことで、今できるコメントをお願いしたいと思います。
- ○健康づくり課長 今、委員さんおっしゃられたように、目に見えた効果というのは難しいところではありますけれども、本年度からスタートするデータへルス計画というものを昨年度作成をしまして、そのときに3カ年の成果として分析をした結果で言いますと、専門的な話にもなりますけれども、虚血性心疾患とか脳血管疾患の患者数の減少、5%以上減少して目標達成したというようなこと。それから糖尿病成人症、これも大きな課題だったんですけれども、新規患者数は平成25年度に比べて28年度減少しているということ。それから、高血圧の患者数も年間1.5%以上減少しているということで、第1期のデータへルス計画3カ年としては、健康づくり課の特定健診、保健指導の取り組みが成果が上がっているんではないかという分析になっておりますので、第2期についても引き続き、受診者対策ですとかそういった重症化予防に力を入れていきたいということで考えております。
- ○村田茂之委員 直接的な因果関係って、わかる範囲っていうことなんですけど、その辺のPRっていうのはど ういう場を通じておやりになっているんでしょうか。これだけの成果が出ているというようなことを、どのよう にアピールされているか。
- **○健康づくり課長** 毎年の特定健診の関係につきましては、広報等でもPRをしておりますし、今回のデータへ

ルスの関係も国保運営協議会の中で概要説明をすると同時に、市民の皆さんにもホームページ等でお知らせをしているという状況であります。

- ○委員長ほかにありますか。
- ○西條富雄委員 同じ114ページの概要の説明の中で、ちょっと私、理解できないところあるもんですから、教えてもらいたいと思いまして質問します。加入被保険者数は、後期のほうに移行しているので減少しているという御説明の中で、歳出のところの4行目、後期高齢者支援金が被保険者数の減少などからっていうことであるんですけど、この辺の被保険者数の減少ってのは、いわゆるこの保険に対象となる保険者が減ったのか、後期高齢者の加入が減っているのかってことを、ちょっと理解できなかったものですから、どう解釈すればいいか教えてください。
- ○市民課長 初めに、被保険者数のところにつきましては、117ページの4の異動事由別のところでも確認をいただきましたけれども、後期高齢者制度への移行が2段目の後期加入といった人数になります。この関係が高齢化によりまして、加入者よりも資格喪失者のほうがふえているといった状況の説明でございます。後期高齢者の支援金につきましては、これは国保税の一部といいます。国保税につきましては医療分と後期高齢の支援分と、それから介護納付金分の3つからなっております。この被保険者数が減っているので、課税額も減っているといったことでございます。
- ○西條富雄委員 もう一度、最後の支援金のところ、もう一回説明をお願いします。ちょっと理解できない。
- ○市民課長 114ページの3つ目の白丸の中ほどの後期高齢者支援金が、被保険者数の減少というのは、これは国保の被保険者数の減少からということでございます。後期高齢者の被保険者はふえておりますけれども、その支援金の元を払う国保の被保険者が減少しているっていう説明でございます。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○西條富雄委員 はい、ありがとうございました。
- ○委員長 ほかに。
- **○古畑秀夫委員** 120ページの7の出産育児一時金と葬祭費で、これだけ見ても国保だけでの扱いで60件っていうことですから、生まれた方が60人っきりで亡くなった方80人で、ここで20人自然減で減っちゃってるわけですが、全体は何人ぐらい、塩尻市の出生者数全体、29年度何人くらいですか。
- **〇委員長** すぐ出ます。
- **○健康づくり課長** 29年度は553人の出生となっております。
- ○委員長 よろしいですか。
- **○古畑秀夫委員** 国保で60件ってことは、実際の加入率が二十何パーセントありながら、1割っていうことは、 いわゆる子供を産む若い女性の方は余り国保に入っていないっていう理解でいいわけですか。そういうこと。
- ○委員長 そういうことでよろしいです。
- ○古畑委員 そういうことだね。1割だもんな。
- ○市民課長 被用者保険の被保険者のほうが多いのかなというふうに思いますけれども。
- **〇古畑秀夫委員** 若い世帯少ないってことだよね、これ、どっちでも。そういうことだね。

○市民課長課長 そうですね。

○古畑秀夫委員 続けて、いいですか。滞納の部分ですが、大分減ってきたり不納欠損もしてはいると思うんですけど、ずっと118ページの5の表で見ますと、かなり収納率も少しずつ上がってはきておりますけども、合計しますと3億5,000万円というようなことで、かなり大きな数字にはなっているわけですけれども、この方たち、なかなか生活苦しくて払えないって人もいると思うんですけど、払える能力ありながら払わないって人もいるんじゃないかと思いますが、その辺でどのようなやり方をして収納率上げているか、お聞きできればと思います。

○収納課長 国保の滞納につきましては、そこに書いてある、年々減少をしておりますが、今、委員御指摘の不納欠損の関係につきましては、財産調査をして財産が見当たらない方、また、資産がない等の理由で執行停止をかけまして、3年間その状態が続いた際については、不納欠損に至るというような形になっております。

また、それが財産調査の中で適正かどうかというところ、金額の大きい方については、今、地方税滞納整理機構という専門的な組織がありますので、市税、国保合わせて100万円を超える方で、なかなか財産が見つからないような方については、そういった調査もお願いをしまして滞納整理機構等も利用しながら、できるだけの公平という観点で調査いただいて、その上でもなお見つからない際については、執行停止不納欠損という形をとっておるのが現状でございます。以上です。

〇古畑秀夫委員 なかなか生活苦しくて、もし払えないっていう方たちは、まいさぽとかそういうところで、就職がもしできていないとかいろんなことあれば、そういうところへもつなげて自立できるようにというか、将来的にはちゃんと返済できるようなふうにしていかなきゃいけないんじゃないかと思いますが、そういった関係のつなぎと言いますか、その辺のところはどんなふうにやってますでしょうか。

〇収納課長 まいさぽ等の利用については、ことし1回、関連の課で打ち合わせをいたしまして、窓口でそういった就労支援というか状況が見える方については、極力案内するように心がけているところでございます。件数的にどのくらいあるかっていうのは把握してないです。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○西條富雄委員 決算書の285ページ、7款1目の共同事業交付金の3節超高額医療費共同事業特別交付金のところで、制度改革で等々、そのようにできたという話ですが、先ほどの御説明では420万円を超える者に対しての交付ということですが、交付率と、あと29年度の交付した人数がわかれば教えてください。

○市民課長 説明の中でもしましたけれども、この超高額じゃない部分については市町村で拠出金があり、それから交付金がありといった形で、県内での高額療養費の多い、少ないところの財政調整を行っているという制度であります。この超高額につきましては、市町村ごとの拠出金というのはわからないんです。国保連合会への負担金で賄われていて、全国的に超高額なというのがそんなにあるわけじゃないと思うんですけれども、1件が420万円ということですから、1カ月分が420万円かかったような超高額な医療費っていうことで、市町村からは全然見えないものですから、数字的なものは把握してございません。

○西條富雄委員 そうすると、歳入の275万円何がしっていうのは、結局国保連からきたんだよっていう報告だけですか。

○市民課長 今回、国保制度改革といったことで、それぞれ療養費の負担っていうのはもう今度県単位になったといったことで、共同事業等が、それぞれ事業自体がなくなったりしているんです。なので、県内の調整っていうのは、県の特別会計の中で全て済むというような関係、それから全国的な調整につきましては、その後どうなっているのかってことは正直よくわかりませんけれども、従前の制度の剰余金が、塩尻分として配当されたといったことでございます。

- ○西條富雄委員 いいです。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。
- ○中村努委員 299ページの健康増進事業で、ジェネリック医薬品利用差額通知委託料ですが、まず、委託はどこにしているのかということと、この29年度の決算っていうと、これは何件分の通知になるのかお願いします。
- ○市民課長 このジェネリックの差額というのは、内容的には、通常の医薬品をジェネリックの医薬品に変えた場合には、このくらい負担額で差がありますよといった内容をお示しをして、それでジェネリック医薬品の利用を促すといったものでございます。これを1年分とか出しているわけじゃなくて、5カ月分の処方の内容について該当するジェネリック医薬品がない医薬品でやってもしょうがないわけですから、ジェネリック医薬品のある、そういった処方されたものについて送付しております。この委託につきましては、国保連合会のほうに作成していただいてお送りをしております。件数的なものは、今、済みません、資料持っていないので後ほど説明させていただきたいと思います。
- ○中村努委員 5カ月分ということは、その残りは通知しないということなのか、翌年度に通知することになるのか、その辺、いかがですか。
- ○市民課長 5カ月分については、今後も恐らく5カ月分ということで、そういったジェネリック医薬品を使っていただいて医療費を抑制していただくためのそういった意識的なことをお願いする部分なものですから、1年分をその被保険者に確認していただくといった内容じゃないものですから、1年分を送るということは、今後も恐らくないと思います。内容的には5カ月だけといったことでございます。
- ○中村努委員 件数も知りたいところだったんですが、これは、医療機関が大体判断して、ジェネリック使える ものはジェネリックへというふうにやっていると思うんですが、特にどことは言いませんけども、余りジェネリ ックを使わない医療機関とか、そういうのはかなり偏っているのか、感触だけでいいですが。
- ○市民課長 係長からお答えいたします。
- ○国保年金係長 ジェネリック医薬品ですけれども、基本的には医療機関の、まず医薬品でジェネリックがあるかないかというのが大前提にはなりますけれども、その中でジェネリックがある医薬品が、発売されているものがあるけれども、その処方が出るかどうかっていうところは、基本的には今、市で配付をしております希望カードというものをお出しをして、あとは先生の判断での提供の可否を見ていただくというのが一応前提になっております。医療機関の中でジェネリックを出し渋ると言いますか、その辺の判断というのは、お医者さんの先生によってやはり判断が分かれているところでありまして、どのぐらいの割合があるかっていうところまでは、市のほうではなかなか把握するのが難しいという現状でございます。以上です。

○委員長ほかにありますか。よろしいですか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○**委員長** ないようですので、議案第2号平成29年度塩尻市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第2号については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。 休憩します。再開は、11時5分からです。

午前10時56分 再開

午前11時05分 再開

- ○委員長 休憩を解いて再開をいたします。
- ○市民課長 先ほど、中村委員から御質問のありましたジェネリック医薬品の関係で、件数の御報告と、それから御答弁した内容の訂正を済みません、させていただきます。まず件数ですが、1年分で29年度は1,991件で、1,999人分ということでございます。先ほど、5カ月分というふうにお答えをしましたが、実際には、診療月としては4月と10月分の2カ月分を、それぞれ7月と1月の年2回お送りをしております。対象となる方が35歳以上、通知対象薬剤の差額が、1剤当たり100円以上差があるようなものについてお送りをしている。対象の薬剤が、例えば強心剤や不整脈用剤とか、高脂血症用剤だとかの慢性的な疾患に対する、そういった医薬品を対象としておりますので2カ月分だけお送りしているんですが、1年中治療のために薬剤を使っている方に対してといったことなものですから、1年分をお送りするといったことではなくやってございます。以上です。
- **〇委員長** そうするとジェネリック使っている人には通知は来ないってことだよね。
- ○市民課長 はい、そうです。
- **〇委員長** 当然、ジェネリックの薬があるのにもかかわらず、処方された薬を使っている人のところには、そういう通知を出して、そっちに移行するように促すとこういうことだね。
- ○市民課長 そのとおりでございます。
- ○委員長 はい、わかりました。何で俺のところ来ないんだ。

議案第6号 平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

○**委員長** それでは、議案第6号平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを 議題といたします。説明を求めます。 ○市民課長 それでは、議案第6号後期高齢者医療事業特別会計決算認定について御説明をいたします。

決算書の357ページをお願いいたします。歳入歳出決算額でございますが、歳入合計額7億5,398万9,718円、歳出合計額7億3,208万8,318円、歳入歳出差引額2,190万1,400円となりました。 続いて概要を説明させていただきますので、決算説明資料の134ページ、また、説明の主なところは135ページになりますので、あわせてごらんいただければと思います。

まず、後期高齢者医療制度は、県に設置されました長野県後期高齢者医療広域連合が運営主体となりまして、被保険者の資格管理、医療給付、保険料賦課、保険事業など制度の全般を担います。市町村はこれに協力して事務を行うといった形となります。市町村は、被保険者からの各種申請や届け出の受付、被保険者証の引き渡し、保険料の収納、広報、相談業務など、窓口業務を中心に担当しており、徴収した保険料は納付金として広域連合へ納付をしております。

被保険者数ですが、9,618人で、前年度対比で2.5%、239人の増となりました。高齢化が進み、年々、被保険者がふえてございます。歳入合計額の7億5,398万円余は、前年度対比7.0%、4,901万円余の増となりました。このうち後期高齢者医療保険料は、前年度対比7.7%増の5億8,891万円余で、歳入全体の78.1%を占めております。

歳出合計額の7億3,208万円余は、前年度対比6.9%、4,739万円余の増となりました。このうち、保険料などの広域連合納付金は、前年度対比6.8%増の7億1,986万円余となり、歳出全体の98.3%を占めております。歳入歳出差引額の2,190万円余につきましては、出納整理期間中に収入した保険料で、これを平成30年度に繰り越しをいたしました。出納閉鎖ぎりぎりの徴収保険料を、広域連合の出納閉鎖に間に合うように直ちに納付するといったことは難しいため、例年、出納整理期間中に収入した保険料につきましては、翌年度に繰り越す会計処理を行い、翌年度の納付金としております。

次に、決算書の歳出を説明させていただきます。366ページ、367ページをお願いいたします。1款1項 総務管理費の1目一般管理費は、嘱託員の人件費などと広域連合への派遣職員の特別旅費等の事務諸経費でござ います。

2項1目徴収費は、システム使用料などの保険料徴収にかかる事務諸経費となってございます。

2款1項1目の広域連合納付金は、徴収した保険料5億8,736万円余と、保険料軽減分として一般会計から繰り入れをしました保険基盤安定納付金1億3,250万円余を広域連合へ納付したものでございます。

次に歳入を説明させていただきます。戻りまして362、363ページをお願いいたします。1款の後期高齢者医療保険料は、収入済額5億8,891万円余で、収納率は現年度分99.73%、滞納繰越分48.68%で、全体では前年度より0.32ポイント高い99.36%でございました。

3款1項の一般会計繰入金は、事務費に対する1目の事務費繰入金1,052万円余と、保険料軽減分の2目 保険基盤安定繰入金1億3,250万円余でございます。保険基盤安定繰入金は、同額を広域連合へ納付しております。後期高齢者医療特別会計決算の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第6号平成29年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第6号については、全員一致をもって認定すべきものと決しました。

議案第10号 塩尻市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

○**委員長** 次に、議案第10号塩尻市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、議案第10号をお願いいたします。議案関係資料の7ページを利用しまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案第10号塩尻市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。提案理由でございますが、特別職の職員の退職手当の支給方法、これを見直すことに伴いまして必要な改正をお願いするものでございます。

概要でございますが、市長など特別職の職員の退職手当の支給につきましては、条例の規定によりまして、一般職の職員と同様に、退職した日から起算して一月以内に支給をしているというような状況でございます。そこで、今回の改正でございますが、市長などが再任した場合は、原則として任期を通算して支給するものといたしまして、本人から申し出があった場合には、任期ごとに支給することも可能とするというような内容の改正でございます。なお、こういった改正につきましては、長野県がこの8月1日施行によりまして同様の改正をしております。また、県内19市の状況でございますが、改正済みの市はございません。しかしながら、今後改正を予定しているという市が2市ございました。

次に、条例の新旧対照表でございますが、8ページをお願いいたします。まず第3条の見出しの改正でございますが、こちらにつきましては、支給方法を規定いたしました第3項を新たに加えたことによりまして、等という表記を加えたものでございます。また、第3条第1項中の読みかえ規定につきましては、2項のほうにございましたが、これを最初に出てきたところに規定をし直すものでございます。そして、第3項に新たに、先ほど概要で申し上げましたとおり加えたものでございますが、特別職の職員が退職いたしたときに再任された場合、その者から申し出があった場合を除きまして、引き続いて在職したものとみなしまして、それに伴う退職手当はそのときは支給しないという内容でございます。説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〇中村努委員 これはどんなメリットというか不都合というか、そういうものがあってこういう改正になったのか教えていただきたいのと、当然、支払われる総額は変わらないとは思うのですけれども、どうしてこういうふ

うにしたほうがいいということになったのか教えてください。

○人事課長 それでは、こういった改正が必要になった経過でございますが、まず、平成25年1月から退職所 得にかかります税制が改正されたという点が1点ございます。このとき勤続5年以下の法人役員等の退職金、こ れは市役所の特別職も含むんですけれども、この法人の役員等の退職金につきまして2分の1課税というものが 今まであったんですが、それが廃止されたということでございます。これによりまして、全国の県の関係でござ います。この税制改正をされた時点で、こういった退職手当の選択ができる規定を設けたのが1つの県でござい ました。25年1月以降、この4月現在、長野県除きますが10の府県がこういった条例改正をしていくことに なりまして、こういった改正がだんだん広がってきたというようなことがございます。その中で退職金につきま しては、一般的には、職員が長時間継続勤務して退職する場合の勤続報酬としての要素が多いわけでございまし て、市の一般職も退職時に支給するという点、あるいは民間も最終的に職を辞する場合に支給されているという ケースが多いというようなことから、市の特別職につきましても、一般あるいは民間との扱いで均衡を図るとい うような目的で、最終退職時の支給を原則としたという規定でございます。実際には、この任期で退職しますと 5年以下の退職、4年任期でございますので退職になりますので、2分の1課税が該当にならないということが ございまして、御本人にとっては所得税が減らないというような状況になろうかと思います。通算いたしますと、 2分の1課税というものが該当になってまいりますので、御本人にとっては所得税的には有効なことかなとは思 いますが、いずれにいたしましても任期ごとに支給するのか、あるいは通算して退職時の支給にするのか、それ を御本人にお任せするということで選択肢を広げたということでございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。

[「はい」の声あり]

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○**委員長** ないようですので、議案第10号塩尻市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第10号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第18号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中 歳入全般、歳出2款総務費、4款衛生費、 9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

○委員長 次に、議案第18号平成30年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)を審査いたします。慣例により、 歳出から説明していただきます。説明を求めます。 ○財政課長 それでは、歳出からの説明ですので、14、15ページをお願いいたします。別冊の補正予算の14、15ページになりますが、2款1項5目の財産管理費、こちらは4億2,000万円の増額でございます。 説明欄の3つ目の黒ポツになりますが、財政調整基金につきましては、29年度の決算によりまして翌年度に繰り越した額の2分の1を下らない額ということを財政法で決められておりまして、2億1,000万円を積み立てるものでございます。 その他の森林環境保全基金、スポーツ夢基金、知恵の交流基金につきましては、ふるさと寄附金の増収見込みに伴いまして、それぞれの基金に積み立てるというものでございます。私からは以上です。

○地方創生推進課長 続きまして6目企画費になります。説明欄白丸、シティプロモーション事業1億3,79 4万円の増額です。上から1つ目と2つ目になります。寄附謝礼品、ポータルサイト特設案内使用料になります けれども、ふるさと納税、収入のほう増額を見込んでの歳出の増額補正になります。後ほど、歳入のほうで説明 があろうかと思いますが、総務費の寄附金、ふるさと納税ですが、当初予算1億4,000万円で見ておりまし たが、今年度の動向から最終的に5億5,000万円の収入を見込んでおります。現在、今年度のふるさと納税 の動向でございますが、8月末現在でおきまして収入済みベースですが、1億2,940万円余になっておりま す。前年同期比の約1.7倍で推移しております。ちょうど昨年、連休明けから1カ月くらい、家電製品一切シ ャットアウトとなって収入が減った部分もあったものですから、それを考慮しても昨年並みに推移をしていると いうことで、ここでふるさと納税の収入総額を5億5,000万円に増額補正したいということで、それぞれそ れに伴います歳出を増額するものでございます。3つ目の黒ポツ、地域おこし協力隊起業支援事業補助金で10 0万円になります。こちらのほうですけれども、本市に携わりました地域おこし協力隊、3年目から、やめてか ら1年以内に本市で起業するという者に対して支援をする補助金になります。補助対象の経費になりますけども、 起業に関する経費で土地や建物にかかわる賃借費、法人登記に要する経費、マーケティングに要する経費、技術 指導受け入れに関する経費等を支援するものでございまして、補助対象経費の10分の10補助となります。限 度額は100万円になります。ただし、1人につき1回の補助ということになりますので、事業幾つやられても 1つの事業、1人1回限りの補助というものになります。こちらのほうなんですが、きのうの委員会でも名前が 挙がりましたけども、安藤さんがこの7月30日をもって隊員のほう任期満了になりました。安藤さんのほうで やめる前からいろいろ打合せをしておりましたが、ぜひ本市で起業をしていきたいという意向を固めましたので、 こちらのほう、創設をして支援をしていきたいと考えてございます。国のほうでも、地域おこし協力隊活動終わ った後のその土地での定着というものが課題になっておりまして、こちらのほう、国の推進メニューにもなって ございます。こちらの補助金の経費ですけれども、地域おこし協力隊の報酬、活動補助金同様、全額全て特別交 付税の対象となっております。私からは以上です。

○人事課長 それではその下、12目13節委託料をお願いします。説明欄、人材育成事業のうち職員採用試験事務委託料につきまして、42万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。この職員採用試験事務委託料は当初予算に、82万7,000円で計上いたしました。その内訳は、職員採用試験に伴います筆記試験及び適性検査の事務委託料でございます。ここで関連がございますので、本年度の採用試験について申し上げます。学生優位のいわゆる売り手市場が続いておりまして、本市におきましては応募者が減少傾向にあるという

ことで、人材の確保が課題となってきておりました。そこで本年度は前期試験におきまして、試験内容を変更して実施いたしましたところでございます。具体的には、例えば大学卒業程度の学力を有する上級行政を例にとりますと、1次試験を専門試験をやめまして教養試験のみとし、また、前年度までは2次試験で行っておりました適性検査を1次試験で行うなどいたしまして、さらに、より人物重視の内容とするために2次試験に集団討論に加え、新たに集団面接を取り入れたところでございます。このことによりまして、前期試験全体では昨年度の2.4倍に当たります159人の応募があったところでございます。本年度の試験内容の変更と受験生の増加は以上のような状況です。そこで、筆記試験の事務委託料は減額となりましたが、受験生の増加によりまして、適性検査の事務委託料が約3倍と増額となったところでございます。そこで今回は、後期日程におきます筆記試験と適性検査の見込み額を合わせました額で42万1、000円の増額をお願いするものでございます。以上でございます。

○消防防災課長 続きまして防災防犯費、防災施設・設備等整備事業、防災行政無線設備工事194万4,00 0円の増額につきましては、洗馬原口の教員住宅跡地が入札により落札され個人の土地になりますので、現在、 教員住宅跡地にあります屋外拡声子局を隣接の原口集会所の敷地に移設するための工事費でありますので、よろ しくお願いいたします。以上です。

○生活環境課長 それでは一番下の丸、2目ごみ処理費13節委託料、19節負担金補助金及び交付金3,554万9,000円をお願いするものでございます。松塩筑広域施設組合が管理します朝日村の新処分場において、放流水の水質が地域住民との協定値を超えたため、地域住民から協定に基づき実施を求められて、新処分場への廃棄物の搬入を停止いたしましたので、その対応として、今後3月までの新処分場への搬入予定分1,031トン分を三重県伊賀市にあります処分場において処理する費用、3,451万8,000円と伊賀市へ環境負担金103万1,000円でございます。以上です。

○消防防災課長 18、19ページをお願いいたします。9款消防費1項消防費2目非常備消防費、消防団諸経費、大会出場交付金37万円の増額につきましては、7月1日に筑北村で開催されました松本消防協会ポンプ操法大会の小型ポンプの部で塩尻分団第7部が優勝し、7月22日に大桑村で開催されました県大会へ出場するための交付金であります。結果につきましては、残念ながら入賞することができませんでした。

次の白丸、消防施設整備費、消火栓新設改良負担金660万1,000円の増額につきましては、片丘南内田の破損によるもの1基、北小野大出の老朽化によるもの1基、北小野勝弦の老朽化によるもの1基の消火栓更新工事の負担金であります。以上でありますのでよろしくお願いいたします。

○財政課長 それでは引き続き歳入を説明させていただきますので、10ページ、11ページにお戻りいただきたいと思います。10ページ、11ページの14款1項1目の民生費国庫負担金、これと1つ飛びまして15款1項1目の民生費県負担金、こちらは子どものための教育・保育給付費負担金の過年度精算による差額分で増額でございます。

14款2項7目土木費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の内示に伴い増額をするものでございます。

15款2項4目農林水産業費県補助金は、信州産ペレット消費拡大事業補助金が県から交付されることになり

ましたので増額をするものでございます。

5目の土木費県補助金は、県の河畔林整備事業補助金が、こちらも交付されることになりましたことに伴いま して増額するものでございます。

16款2項1目不動産売り払い収入は、原口の教職員住宅跡地の売り払いに伴う増でございます。

次のページをお願いいたします。17款1項1目一般寄附金のうち総務費寄附金につきましては、ふるさと寄附金の増収を見込みまして、先ほど1.8倍というような話もありましたが、29年度の決算額5億5,000万円を見込みまして、当初予算との差額を増額をさせていただくものでございます。商工費寄附金につきましては、観光施設整備事業に充当するために長野銀行から寄附を受けたものでございます。

19款1項1目の繰越金は、前年度の決算剰余金のうち、今回の補正予算に充当する金額を計上してございます。

20款4項1目受託事業収入、こちらは歳出の資源リサイクル推進事業の説明ございましたけれども、朝日村の負担分ということでございます。

21款1項5目の土木債のうち、公共事業投債につきましては道路施設長寿命化改修事業に充当するもの、過 疎対策事業債については生活道路整備事業に充当するものでございます。

戻って4ページをお願いいたします。4ページの第2表、債務負担行為補正でございますが、こちらはふれあいセンター東部の指定管理について、31年度から35年度まで期間と限度額を定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第3表の地方債補正でございますが、先ほど御説明いたしました市債の増額 に伴いまして、それぞれ限度額を変更するものでございます。補正予算の説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○古畑秀夫委員 15ページの例の焼却灰の関係、資源リサイクルの関係ですが、地元小野沢の関係もあったり、いろいろ難しい問題があるとは思いますが、大きなお金もまた一方でかかってしまうので、副市長もそういうところへ出られたようですし、村長に聞いたら大丈夫だって言ったが、いい方向になっているのかいないのか、その辺の状況を含め今後何とかして理解求めていかないといけないと思うんですが、その辺のところどんなものでしょうか。副市長、出られたようなのでわかったら。

○副市長 状況としては御承知のとおりでございますので、私のほうから重複は避けたいと思いますが、説明会に行って御説明をしたり、今後の対策を御相談をしてまいりました。一番私どもがきちんと総括をしなくてはいけないということは、まず、本来なら上回っているべき数字を隠して、希釈をして発表していたと、しかもそれが数年間にわたって発表していたということで、これはもう申し開きがない事実でございますので、これは素直におわびをせざるを得ないということでございます。

たらればではございませんけれども、いろんな理由がありまして、塩分濃度が濃くなったとかそういうことがあって、その数値がオーバーしたらオーバーした結果をやはり率直に公開をして、一時的には住民の皆さんとの協議になったり、あるいはこういうことに搬入停止ということになるかもしれませんけれども、それはそれで住民の理解をきちんと得て、しかもその放流水というのは直接河川へ放流するんじゃなくて、朝日村の下水道施設の中できちんと処理をして問題のないものを鎖川に放流しているということでございますので、本当に正直にき

ちんとやっていれば、こういう大きな問題と言えばおかしいですけれども、解決の糸口は見つけられたのだろうなというふうに、今思えばそういうふうに思っております。

しかしながら、こういう事態になってしまったものですから、先ほど住民の皆さんの申し出と言いましたけれども、それは自主的に組合のほうから協定に基づいて搬入を停止をさせていただくと、その間にしかるべき対応を考えて、きちんとした数値以下に下げるような努力をして、持ち込みを再開をさせていただくというふうなことをお約束をしてまいりました。その見通しはどうかということでございますけれども、本会議でもいろいろ御答弁申し上げましたとおり理由は幾つかありますので、今全力を挙げて、全国のこういう同じ炉を使っていて同じ処理をしている状況を業者に確かめて、何とか処理ができるような形にもっていけないかというふうなことで研究を進めています。現場の話を聞いてみますと、見通しは大分ついてきたので、それがうまくいけばそんなに長期間にならないで済むのではなかろうかなと、ちょっと楽観的な見通しもあるようでございますけれども、ただ、いわゆる菌の培養をしなくてはいけないものですから、その培養期間が多少かかるということでございますので、何とか数値以下にきちんとして、きちんとしたものをこういうことできちんとできましたということを住民の皆さんにお示ししないと、住民の皆さんのやっぱり御理解得られないものですから、そんなことの努力を積み重ねていきたいということであります。

したがって、かなり不信感が募っておりますので、それはきちんとした対応をこちらもとらないといけない。 住民の一部には処分場の使用期間を延長した同意も取り消せというような強い意見をおっしゃる方もいらっしゃ いました。そういうことも考慮しながら、信頼回復に努めていきたいということでございます。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○中村努委員 こういう問題が出たっていうのは共同化してからという説明があったかと思います。この原因とかというのは、組合あるいは組合議会全体として、その責任というのを感じているのかどうかというところが気になるんですが、その辺、組合あるいは組合議会で、どうしてそうなってしまったのかという原因究明については、十分皆さん理解して納得されているんでしょうか。

○副市長 まず組合の対応でございますけれども、管理者初めそれぞれの首長が管理者あるいは副管理者になっているわけでございますので、こういう意味では他人事じゃなくてしっかりした検証をして、どこに原因があったのか、それからその原因の対応としてどういうことができるのかということを、組合を挙げてこれは対応をしているところでございます。それは先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、議会の対応につきましても組合議会の中できちんと事実を申し上げて、議会の中でもどうしてそういうことが起こったのか、特にいわゆる灰を持って行く先は、これは組合の施設、塩尻・朝日の灰を持って行く先のいわゆる新処分場というやつの管理は、一義的には組合の施設ですから、つくったのは塩尻・朝日衛生施設組合ですが、合併をしてからも組合の施設として組合が管理をしてきたということでございますので、そういう意味では議会の対応と言いますか、議会のほうからも組合の責任はどうなのか、あるいは組合の対応の仕方としてはどうなのかということはそれぞれ申し上げられて、今申し上げたようなきちんとした対応をしているということでございます。

○中村努委員 経過を聞くと、結果として塩尻市と朝日村でその分よそへ持って行って、経費をかけるというこ

とになっています。仕方がないのかなとは思いますが、何か塩尻と朝日が責任をおっかぶされているような気が します。組合の中でお互いそのことを理解し合いながらそういうふうになったというなら、それでしょうがない と思いますけれども、そんなことを感じました。それから地元対策ですが、いろいろやってみて、要は協定値に 収まるような対策ができた時点で再開できるという考えでよろしいですか。

○副市長 私どもはそういうふうな形で協議を進めていきたいと思っておりますし、都合2回私も出ていきまし て、そこは朝日の村長にも同席をしていただいて、住民の皆さんには御理解を得ていると言いますか、その結果 を持って住民の皆さんとどういうふうにするか協議をするということになっておりますので、今はその経過、い わゆる対応の途中なものですから、まだ結果が出ていませんので、そういうことの一応の御理解は得ているとい うことでございます。その中で、住民の皆さんから恐らくきついお言葉をいただけると思いますけれども、きち んと数値以下になれば御理解をいただけるのかなというふうに今のところは私ども考えております。それから、 実は組合の施設でございますけれども、この施設に関わるごみの持ち込みの費用については、これは塩尻と朝日 村で按分して負担をするということになっておりますので、ここでいわゆるリサイクルの事業費が3,400万 円多くかかるということでございますが、これは従来の方針に基づいてやっていることでございますので、これ は松本市や山形村から負担していただくような筋合いのものではないなというふうに思っていますし、現実にこ れがなくても4割ぐらいの、これ、実は処分場というやつは何とか延命化を図らなくてはいけないものですから、 これをまた新たにどこかに持って行ってつくるということになると、十年間くらいかけて用地交渉をして、それ だけの設備をしてやらなければいけないものですから、できるだけ延命したい。延命するためには少しずつ毎年 少しずつお金をかけながら外部に持ち出せるものは外部に持ち出して処理をしていくということをしておりまし て、大体年間に3,000万円当初予算の持ち出し分はお願いをして予算化をさせていただいているということ になっております。上乗せして今回の持ち出しが全くできないものですから、3,400万円を追加でお願いを しているということでございますので、こんな御理解でお願いしたいと思います。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○村田茂之委員 案件変えまして、シティプロモーションについてお聞きします。ここの中でポータルサイト特設案内使用料ということで1,400万円くらい払うわけですね。いろいろこの辺、サイトの運営とか何かではかなり過熱していて、特設というのはまず何なのかということと、1,400万円くらいが適切かどうかということの御判断のところをお聞きしたいと思います。

○地方創生推進課長 特設というものは、特段意味があるかないかと言われてしまうと、特設にこだわってこの名前をつけたわけではないものですから、中身の説明ですけれども、今現在、ここにおいては3つのサイトを使わせていただいてございます。ふるさとチョイス、トラストバンクさんのものでございます。それからふるなびさん、これ、アイモバイル様になります。それから楽天さんの3つのサイトを使わせていただきまして、きのうも説明させていただきましたが、定額で月々のものもあれば、寄附額に対して一定の割合のものがあります。ふるなびさんと楽天さんは寄附額に対して一定の割合なんですが、楽天さんの場合は、寄附額の15%なんですけれども、発注から発送業務まで一切を楽天さんのほうがやっていただけるというような工夫、特質を持ってございます。ふるなびさんは、唯一家電を取り扱っていただいているということがありますので、私どももそれぞれ

のターゲット及び各サイトの特殊性などを考慮して、ここのところを選んでやっているというものでございますので、特にこの3つに限ったことではないんですけれども、今後もいろいろなものを方策等考える中で、よりよいサイトがあればそちらのほうを活用していくということになりますけれども、いずれにしてもふやせばその分お金がかかってしまうということになりますので、その辺のところは収入、入ってくる額、それから出ていくお金を見ながら検討して今後も対応していきたいと思います。以上です。

○村田茂之委員 何をお話ししたかったかというと、こういったECマーケットは、ものすごく自治体レベルでは予測できないって言いますか、その辺の経験とかそういったものが非常に重要になります。ですから、外部のところとか調べながら費用を抑えることが、それはやっぱり必要なことだと思いますので、効果的なと言いますか、そういったものを逐次見直しながら進めていただきたいなと思います。

もう一点だけ。その下の安藤氏が塩尻市でというようなところです。まず、こういうような地域おこし協力隊 のその後の対応ということで、他市でもこういうことはやっているのかということと、それからどういう業務かっていうのは、今、地方創生推進課長からありましたが、補助対象となる起業の定義について、登記をして当市 に会社を置くということなのか、当市で主に活動をするということなのか、ちょっとそのあたり補足してください。

○地方創生推進課長 まず、1つ目の御質問ですけれども、県内では全く同じような要綱を定めて起業支援をしているのが、長野市、伊那市、大町市、佐久市がございます。上田市が我々と同様、ここで今年度改めて、途中になりますけども同じような補助要綱を作成しているというふうに聞いております。

それから補助要綱上、本市で起業をするというのは、法人登記上の要件は定めてございません。本市のところ、 実態として物件を借りていただいて活動をしていただければ、それは起業したというふうに見なしております。 ちなみに参考までなんですが、一応、安藤氏に関しましては、法人登記を起こしたいという意向は今のところ伺っておりますので、参考までに報告させていただきます。以上です。

○委員長ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第18号平成30年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中、当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第18号中、当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に移ります。

議案第19号 平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○**委員長** 議案第19号平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を審査します。説明を求めます。

〇市民課長 それでは、議案第19号国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について説明をいたします。 別冊の補正予算資料1ページをお願いいたします。第1条をごらんください。国保特別会計補正予算は、歳入歳 出それぞれ1億7,506万4,000円を追加し、予算の総額を70億8,005万4,000円とするもの でございます。

歳入から説明をいたします。7ページ、8ページをお願いいたします。7款1項の繰越金は前年度繰越金ですが、1目の療養給付費等交付金繰越金は、平成29年度決算による翌年度繰越金のうち、退職療養給付費交付金の精算に伴い社会保険診療報酬支払基金へ返還する分で、当初予算との差額366万4,000円を増額するものでございます。2目その他繰越金は、繰越金のうち1目の療養給付費等交付金繰越金に振り分けた分以外の分、1億7,140万円の増でございます。

続いて、歳出を説明させていただきます。次のページをお願いいたします。 5款1項1目の財政調整基金積立金は、歳入の補正額を財源といたしまして、 7款の諸支出金の増額分を除いた額、 1億2, 071万9, 000 円を財政調整基金に積み立てるためのものでございます。平成29年度の基金残高は、決算書最終ページの一番下にお示しをしました4億7, 173万5, 524円となってございます。 30年度につきましては、国保制度改革に伴って国保税率を改訂しましたが、税率改定の激変を本市独自で緩和するために財政調整基金を取り崩し、 3,463万7, 000円を繰り入れる予定で当初予算を上げてございます。 そこに今回の補正のとおり積み立てた後の残高は、 5億5, 781万円余ということになりますので、参考でお伝えをいたします。

次に、7款1項3目の償還金は、前年度繰越金のうち説明欄1つ目の黒ポツ、療養給付費国庫負担金の精算に 伴う償還金5,068万円と、2つ目の黒ポツ、退職被保険者療養給付費交付金の精算により、国へ返還する3 66万5,000円の増額をお願いするものです。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

[「なし」の声あり]

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第19号平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第19号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第21号 平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

○**委員長** 次に、議案第21号平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を審査します。説明を求めます。

〇市民課長 それでは、議案第21号塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。別冊の予算資料、第1条をごらんください。後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ216万9,000円を追加し、予算の総額を7億7,139万3,000円とするものでございます。こちらも歳入から説明をいたします。7ページ、8ページをお願いいたします。

5款1項1目の繰越金は、平成29年度決算による翌年度繰越金が確定しましたので、当初予算との差額19 0万1,000円を増額するものでございます。

6款2項1目の保険料還付金は、歳出で説明いたします保険料還付金の増額分の26万8,000円を歳入に おいても増額するもので、長野県後期高齢者医療広域連合が負担するものでございます。

続いて、歳出を説明いたします。次のページをお願いいたします。 2 款 1 項 1 目の広域連合納付金は、保険料等徴収納付金を 1 9 0 万 1, 0 0 0 円増額するものです。これは、出納整理期間中に徴収した前年度分の保険料等を新年度に繰り越しをし、新年度の納付金として長野県後期高齢者医療広域連合へ納付する。本特別会計の特別な会計処理を行うためのものでございます。

3款1項1目の保険料還付金は、26万8,000円を増額するもので、平成29年度出納閉鎖時に保険料の 還付未済となった分を補正するものでございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 よろしいですか。それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 ないようですので、議案第21号平成30年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第21号については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査を終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

当局側から発言があれば、お願いをいたします。

閉会中の継続審査の申し出

〇総務部長 市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。本委員会が所管いたします各部課におきましては、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、何とぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長 ただいま、継続審査の申し出がありましたが、これについて御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し出をいたします。

理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして御審査をいただきまして、御提案を申し上げました全ての議案に対しまして御 了解をいただきまして、大変ありがとうございました。審査の中でいただきました御指摘等につきましては、こ れからの行政の中でしっかりと生かしてまいりたいというふうに思っております。

大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、9月定例会総務生活委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後0時01分 閉会

平成30年9月5日(水)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 牧野 直樹 印